

令和2年度

# 国に対する提案事項

概要版

令和元年5月

岡山県

## 令和2年度 国に対する提案事項

### 【提案事項数】

分 野	新 規	一部新規	継 続	計
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興	12	0	0	12
地方分権改革の推進	0	1	1	2
教育県岡山の復活	0	1	0	1
地域を支える産業の振興	0	2	7	9
安心して豊かさが実感できる地域の創造	4	5	18	27
計	16	9	26	51

※1 「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

※2 「制度・予算別」の欄は提案内容が制度創設・拡充等を求めるものと予算措置を求めるものを表す。

### 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
新規	1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援	予算	総務・県生
新規	2 復旧・復興に必要な人材の派遣等	予算	総務・県生
新規	3 被災者支援の円滑な実施	制度・予算	保健福祉部
新規	4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援	制度・予算	教育委員会
新規	5 災害廃棄物の処理等	制度・予算	環境文化部
新規	6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進	予算	土木部
新規	7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援	制度・予算	農林水産部
新規	8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	制度・予算	直轄・土木
新規	9 災害対策用装備資機材の整備充実	制度・予算	警察本部
新規	10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化	制度	知事直轄
新規	11 文教関係施設及び設備の整備	制度・予算	教育委員会
新規	12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援	制度	農林水産部

### 地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
	13 地方分権改革の推進	制度・予算	総政・産労
一部新	14 地方税財源の充実強化	制度・予算	総務部

### 教育県岡山の復活

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	15 教育の振興	制度・予算	教育委員会

### 地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
	16 水島港の整備促進	制度・予算	土 木 部
	17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進	予算	土 木 部
	18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備	予算	土 木 部
一部新	19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化	予算	農林水産部
一部新	20 森林整備法人に対する支援の充実	制度・予算	農林水産部
	21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	制度・予算	環文・農水
	22 酪農担い手育成機関への支援	制度	農林水産部
	23 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進	予算	農林水産部
	24 社会資本整備の推進	予算	農水・土木

### 安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
新 規	25 医療提供体制の充実	制度・予算	保健福祉部
	26 高齢者支援対策の推進	制度・予算	保健福祉部
	27 子宮頸がん予防	制度・予算	保健福祉部
新 規	28 受動喫煙防止対策の強化	制度・予算	保健福祉部
	29 福祉・介護人材の確保	制度・予算	保健福祉部
	30 就労継続支援A型事業所の健全な発展	制度	保健福祉部
一部新	31 ハンセン病問題対策の推進	制度	保健福祉部
	32 少子化対策・子育て支援の推進	制度・予算	保健福祉部
一部新	33 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保	制度	知 事 直 轄
	34 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	予算	県民生活部
	35 電源三法交付金の交付延長	予算	県・環・産
	36 国営造成施設の安全性と施設機能の確保	予算	農林水産部
	37 治水及び高潮・津波対策事業の推進	予算	土 木 部
	38 「命を守る」土砂災害防止対策の推進	予算	土 木 部
	39 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進	予算	土 木 部
一部新	40 水道施設の耐震化の推進	制度・予算	保健福祉部
	41 警察基盤の整備充実	制度・予算	警 察 本 部
	42 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	制度・予算	県民生活部
一部新	43 宇高航路存続への支援	制度・予算	県民生活部
	44 中山間・離島地域等の活力創出	制度・予算	県民生活部
新 規	45 フロン排出抑制対策の推進	制度	環境文化部
	46 環境保全対策の推進	制度	環境文化部
	47 花粉発生源対策の推進	制度・予算	農林水産部
一部新	48 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	制度・予算	環文・土木
	49 ヒアリ等の対策の推進	制度・予算	環境文化部
	50 廃棄物の適正処理	制度・予算	環境文化部
新 規	51 海ごみ対策の推進	制度・予算	環文・農水

## 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

新・継別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p><b>1 平成30年7月豪雨に係る特別な財政支援</b></p> <p>平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、これまでに経験したことのない規模の被害が生じた本県では、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、総額1,200億円を超える予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧など、被災者の生活や経済活動の1日も早い回復に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>また、県内市町村においても、総額800億円を超える予算を編成し、被災者の生活再建支援や公共土木施設の復旧など、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>引き続き、本格的な復旧・復興に必要な行政需要に全力で応えられるよう、十分な規模の財源及び中長期的な財政支援の確保に向けて、あらゆる手立てを講じること。</p>	財務省ほか 関係省庁	総務部 県民生活部
新規	<p><b>2 復旧・復興に必要な人材の派遣等</b></p> <p>(1) 本格的な復旧・復興に向けて、引き続き多くの人材が必要なことから、地方自治体職員の県及び市町村への派遣について、必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 他の地方自治体からの派遣職員の受入れに要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 災害復旧等に従事するために採用する職員に要する経費について、負担が生じないよう必要な措置を講じること。</p>	総務省	総務部 県民生活部
新規	<p><b>3 被災者支援の円滑な実施</b></p> <p>(1) 災害救助法における被災住宅の応急修理や生活必需品等のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げること。</p> <p>(2) 建設型応急仮設住宅については、災害救助法により被災者に供与したものであり、県が負担する維持管理費に対して財政措置を行うこと。</p> <p>(3) 被災者への見守り・相談支援については、被災者の1日も早い生活再建へ向けて、引き続き重要となることから、その必要額について令和2年度においても引き続き、財政措置を行うこと。</p> <p>また、仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、被災地における心のケアを中長期的に実施していく必要があることから、被災地心のケア事業費補助金を継続するとともに、補助率の嵩上げ（復元）を図ること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
新規	<p><b>4 教職員定数の拡充等による被災した児童生徒への支援</b></p> <p>(1) 被災した児童生徒の支援等のために必要な教職員定数の加配拡充を継続して行うこと。また、現行制度では1/3である国庫補助率を、東日本大震災を踏まえた国庫補助率（10/10）へ嵩上げすること。</p> <p>(2) 被災した児童生徒の心のケア等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に必要な財政措置を継続するとともに、心理検査に係る財政措置を講じること。</p>	文部科学省	教育委員会

新・経別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p><b>5 災害廃棄物の処理等</b>  平成30年7月豪雨災害に係る被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、引き続き被災市町村の早期復旧・復興に必要な予算を確保すること。</p>	環境省	環境文化部
新規	<p><b>6 豪雨災害に備えた防災・減災対策の推進</b>  本県に甚大な浸水被害や土砂災害をもたらした平成30年7月豪雨災害を受け、県民の関心が高まっている水害対策・土砂災害防止対策の推進について必要な予算措置を講じるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などを着実に実施することにより、県民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強力に推進すること。</p> <p>(1) 水害対策の推進</p> <p>① 直轄河川事業の強力な推進  「真備緊急治水対策」として、令和5年度完了を目標に整備を進めている小田川合流点付替え事業の早期完了など、直轄河川事業を強力に推進すること。</p> <p>② 県管理河川の整備に必要な予算の確保  今回の豪雨災害と同様の浸水被害等から住民の生命・財産を守るため、県管理河川の水害対策を一層推進する必要があることから、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 土砂災害防止対策の推進  砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進する必要があるため、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部
新規	<p><b>7 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援</b></p> <p>(1) 林道災害の早期復旧に係る財源を確保すること。</p> <p>(2) 治山災害の復旧を行う治山事業の採択要件を緩和すること。</p> <p>(3) 災害時における森林整備事業（公共）の国庫補助率を加算すること。</p>	林野庁	農林水産部
新規	<p><b>8 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化</b></p> <p>(1) 市町村が、統一的な基準により作成したハザードマップにより、住民に地域の災害リスクを示し、避難行動の必要性を周知できるよう、国の技術的助言と財政支援のさらなる充実を図ること。</p> <p>(2) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務付けられるよう法令の改正を行うこと。</p> <p>(3) 全国の地方自治体が、災害対応のために各々で開発、運用している総合防災情報システムのほか、被災者台帳システム、物資調達システムについて、国が主導して全国統一システムを導入すること。</p> <p>(4) 地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成、強化につながる取組を国として一層推進するほか、地方自治体の取組への支援制度を充実し、継続的な支援を行うこと。</p>	内閣府 消防庁 国土交通省	知事直轄 土木部

新・種別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p><b>9 災害対策用装備資機材の整備充実</b></p> <p>(1) 災害対策用車両等の整備充実 大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両、レスキューボート等の整備充実を図ること。</p> <p>(2) 信号機電源付加装置等の整備充実 災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。</p>	警察庁	警察本部
新規	<p><b>10 災害派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続の簡素化</b></p> <p>大規模災害時には、同時期に、複数の被災都道府県が、全国の有料道路管理者に対して、災害時派遣等従事車両の高速道路等の無料措置手続を行っているため、国において、一括して手続を代行するなど、手続の簡素化を図ること。</p>	国土交通省	知事直轄
新規	<p><b>11 文教関係施設及び設備の整備</b></p> <p>公立学校施設の避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の洋式トイレや空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げ</p> <p>② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備も小中学校等と同様に補助対象化</p>	文部科学省	教育委員会
新規	<p><b>12 農地や農業用施設、林道等の早期復旧への支援</b></p> <p>復旧工事の実施に必要な調査、測量及び試験費を全て補助対象とすること。</p>	農林水産省 林野庁	農林水産部

## 地方分権改革の推進

新・継別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>13 地方分権改革の推進</b></p> <p>(1) 地方分権改革の推進            地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の提案等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。</p> <p>(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築            農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。            特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。</p>	内閣府 農林水産省	総合政策局 産業労働部
一部新	<p><b>14 地方税財源の充実強化</b></p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少、公共施設等の老朽化、会計年度任用職員制度導入への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。            その際、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら、社会保障関係費の増加に対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。            また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革により捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。</p> <p>② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を一層図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 総務省 財務省	総務部

新・継別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 社会保障の安定財源確保</p> <p>① 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、団塊の世代が75歳に入り始める前の2019年度から2021年度の3カ年が、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付けられたが、具体的な取組の検討に当たっては、議論の過程で適宜地方に情報提供すること。また、具体的な取組を実施する際には、地方行政に係るものについては、地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。</p> <p>② 幼児教育・保育の無償化に係る2020年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。</p> <p>(3) 地方創生の推進のための財源確保等</p> <p>地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。</p> <p>併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。</p> <p><b>新</b>(4) 地方法人課税の偏在是正</p> <p>平成31年度税制改正大綱で定められた地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上し、地方の一般財源総額を増額確保すること。</p>		



# 教育県岡山の復活

新・継別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div>	<p><b>15 教育の振興</b></p> <p>(1) きめ細かな教育の推進等</p> <p>① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配や、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実に対応するための小学校専科加配の拡充を図ること。</p> <p>② 道徳や小学校英語の教科化、プログラミング教育、主体的・対話的で深い学びの導入など、学習指導要領改訂に伴う新たな教育内容や指導方法に対応するための教員研修を充実するとともに、環境整備に必要な財政措置の充実を図ること。</p> <p>③ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。</p> <p>④ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新</span> ⑤ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。</p> <p>(2) 学校における働き方改革の推進</p> <p>① 学校現場の働き方改革を推進するため、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めるとともに、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。</p> <p>② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p>③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。</p> <p>(3) 不登校・長期欠席対策のための総合的な取組の推進</p> <p>新たな不登校・長期欠席を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、不登校・長期欠席の解消のための総合的な対策を検討すること。</p> <p>(4) 高等学校教育の充実</p> <p>① 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、学校と地域との連携を促進するコーディネーターの活用等に係る財政措置の一層の拡充を図ること。また、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。</p> <p>② 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>教育委員会</p>

新・継別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>新(5) インターネットに対する依存への対応            インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。</p>		

## 地域を支える産業の振興

新・経別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>16 水島港の整備促進</b></p> <p>(1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進 水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要となる港湾施設の整備を図ること。</p> <p>(2) 水島港に係る航路の整備促進 東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。</p>	国土交通省	土木部
	<p><b>17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進</b></p> <p>中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する直轄国道や地域高規格道路の整備の推進を図ること。</p> <p>(1) 直轄国道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の早期事業化</li> <li>・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進</li> </ul> <p>(2) 地域高規格道路</p> <p>① 倉敷福山道路（国直轄・県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道2号倉敷立体（片島町～船穂町船穂間）の4車線化の整備促進</li> <li>・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進</li> <li>・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進</li> <li>・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化</li> <li>・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保</li> </ul> <p>② 空港津山道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道53号津山南道路の整備促進</li> <li>・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化</li> </ul> <p>③ 岡山環状道路（国直轄）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進</li> </ul> <p>④ 美作岡山道路（県・岡山市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英田IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保</li> <li>・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保</li> </ul> <p>⑤ 北条湯原道路（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保</li> </ul>	国土交通省	土木部

新・経別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p><b>18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備</b></p> <p>(1) 全線4車線化 中国横断自動車道岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築し、中四国の連携強化に重要な役割を担う路線であり、安全性、定時性の確保とともに、ネットワークの代替性確保の観点からも、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。</p> <p>(2) 付加車線の早期整備 事業中の付加車線は、安全かつ円滑な交通確保や大規模災害時の早期復旧に大きな効果が期待されることから、新たに整備されることとなった有漢IC～北房JCT間の付加車線を含め、早期整備を図ること。</p>	国土交通省	土 木 部
一部新	<p><b>19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化</b></p> <p>海外で人気の高い日本農産物の優良品種やそのブランドなど、知的財産の保護について、地方公共団体や民間の取組を引き続き積極的に支援すること。 特に、育成者権の取得に必要な予算の安定的な確保に努めること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p><b>20 森林整備法人に対する支援の充実</b></p> <p>森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。</p> <p>(2) 森林整備補助制度の拡充 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。</p>	林 野 庁	農林水産部
一部新	<p><b>21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化</b></p> <p>(1) 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進 鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講じるため、積極的な支援を図ること。</p> <p><b>新</b> ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、整備交付金と推進交付金の流用など弾力的な運用と、十分な予算確保 ② 簡易で効率的な捕獲方法の研究・開発の一層の促進</p> <p>(2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価 東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。</p>	農林水産省 環 境 省	環境文化部 農林水産部

新・経別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p><b>22 酪農担い手育成機関への支援</b></p> <p>全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている公益財団法人中国四国酪農大学校が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p><b>23 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進</b></p> <p>本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。</p> <p>こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を当初予算で安定的に確保すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p><b>24 社会資本整備の推進</b></p> <p>県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。</p> <p>① グリラ的集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備</p> <p>② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備</p> <p>③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備</p> <p>④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備</p> <p>⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援</p> <p>⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備</p> <p>⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備</p> <p>⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備</p> <p>⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備</p> <p>⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備</p> <p>⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進</p>	内閣府 財務省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部

## 安心で豊かさが実感できる地域の創造

新・経別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>25 医療提供体制の充実</b></p> <p>(1) 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用等                      地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすること。</p> <p>(2) 医療施設の耐震化の促進                      医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金(施設耐震整備)の補助基準額を引き上げること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p><b>26 高齢者支援対策の推進</b></p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。</p> <p>なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
新規	<p><b>27 子宮頸がん予防</b></p> <p>子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進とともに、エビデンスに基づく子宮頸がんワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的である。</p> <p>国においては、特に若い世代に向けたがん対策に自ら積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、子宮頸がんワクチン接種に関する正しい知識の普及に要する経費について、財政的支援を行うこと。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p><b>28 受動喫煙防止対策の強化</b></p> <p>健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、喫煙可能場所の設置基準等を定めた政省令の公布から施行までが短期間であったことから、令和2年4月の全面施行に向け、国の責任において国民や関係団体への周知徹底を図り、円滑な施行に努めること。</p> <p>また、改正法の施行に伴う新たな事務に対する職員体制の整備等への十分な財政支援を行うとともに、標準的な運用基準を示す等技術的な支援を行うこと。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p><b>29 福祉・介護人材の確保</b></p> <p>福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。</p> <p>特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。</p>	内閣官房 厚生労働省	保健福祉部

新・経別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p><b>30 就労継続支援A型事業所の健全な発展</b></p> <p>就労継続支援A型事業所が、制度の理念や趣旨に沿い、障害のある人の就労機会のある場として、また一般就労へのステップの場として健全に運営されるよう、現場の課題を踏まえた制度の見直しを行うこと。</p> <p>(1) 経営改善に意欲的に取り組む事業所には、課題等に応じた改善策が着実に実行されるよう、補助事業の充実等を図ること。 また、事業所の生産活動（収支状況）に対する報酬上の評価を今後段階的に採り入れるなど、利用者保護に配慮しつつ、事業者の主体的な取組を促す仕組みを検討すること。</p> <p>(2) 事業所に配置する「職業指導員」に関し、利用者個々の障害特性に応じた訓練等が適切に行えるよう、就労支援に資する研修を修了するなど、一定の研鑽を積んだ者の配置を必須とすること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p><b>31 ハンセン病問題対策の推進</b></p> <p>ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
一部新	<p><b>32 少子化対策・子育て支援の推進</b></p> <p>(1) 少子化対策の推進</p> <p>少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、予算の増額や補助率の引上げとともに、子育て支援に係る施策等について、複数年度にわたる取組への支援をより充実するなど、柔軟に対応できる交付金とすること。</p> <p>(2) 保育士の処遇改善の推進</p> <p>① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。</p> <p>② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。</p> <p><b>新</b> ③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。</p> <p>(3) 養育費確保に向けた仕組みの構築</p> <p>養育費確保のため、離婚の届け出に際し、養育費の取決めを受理要件とするなど、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。</p> <p>(4) 児童保護措置費の教育費に係る加算対象の拡大</p> <p>児童保護措置費の教育費に係る加算について、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられるスポーツや文化的活動に要する費用も対象とし、必要な財源を確保すること。</p>	内閣官房 内閣府 法務省 厚生労働省	保健福祉部

新・継別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>33 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の確保</b></p> <p>防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。</p>	防衛省	知事直轄
	<p><b>34 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進</b></p> <p>多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p><b>35 電源三法交付金の交付延長</b></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。</p>	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p><b>36 国営造成施設の安全性と施設機能の確保</b></p> <p>① 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">新</span> ② 児島湾締切堤防の耐震工事等、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p><b>37 治水及び高潮・津波対策事業の推進</b></p> <p>平成30年7月豪雨により高梁川水系小田川支川<small>すえましがわ</small>の末政川、<small>たかまがわ</small>高馬川、<small>まだにがわ</small>真谷川、<small>すながわ</small>旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害をもたらされた。このたびの災害を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、平成30年7月豪雨災害を踏まえた緊急対策はもとより、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。</p> <p>(1) 直轄管理区間の改修等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高梁川水系小田川合流点付替事業等</li> <li>・ 旭川改修事業（岡山市中心部、百間川）</li> <li>・ 高潮対策事業等の推進</li> <li>・ 適切な維持管理の実施</li> </ul> <p>(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保</p>	国土交通省	土 木 部
	<p><b>38 「命を守る」土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生していることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業について、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土 木 部



新・経別	令和2年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>39 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進</b>  南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。</p> <p>(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策  堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための予算を確保すること。</p> <p>(2) 道路の防災対策  緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための予算を確保すること。</p> <p>(3) 下水道の耐震化  災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための予算を確保すること。</p>	国土交通省	土木部
	<p><b>40 水道施設の耐震化の推進</b>  水道施設等耐震化事業における資本単価などの採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p><b>41 警察基盤の整備充実</b></p> <p>(1) 治安対策用装備資機材の整備充実  現下の治安情勢に的確に対応するため、警察用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(2) 安全で快適な道路交通環境の実現  幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。</p> <p>(3) 警察本部庁舎の整備  重大事件・事故、大規模災害等の発生時においても警察機能を十分に発揮できる警察本部庁舎を整備するため、引き続き、必要な財源確保を図ること。</p>	警察庁	警察本部
一部新	<p><b>42 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保</b>  バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。</p> <p>(1) 地域公共交通の維持・確保  バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、法制度のあり方の検討も含め、必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 離島航路の維持  離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。</p>	総務省 国土交通省	県民生活部

新・継別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p><b>新</b>(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等  「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。  特に、井原鉄道は高架橋等が多いことから、耐震補強経費に対する財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(4) J R 在来線の利用促進  J R 在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。</p>		
	<p><b>43 宇高航路存続への支援</b>  生活交通のみならず、社会的・経済的にも重要な役割を担っている宇高航路が存続できるよう、効果的な支援制度を創設すること。</p>	国土交通省	県民生活部
<p><b>一部新</b></p>	<p><b>44 中山間・離島地域等の活力創出</b></p> <p>(1) 中山間地域等の活力創出  過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。  また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。</p> <p><b>新</b>(2) 新たな過疎対策に係る法律の制定  現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月に失効することから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定すること。  新たな法律の制定にあたっては、過疎地域などの条件不利地域の置かれた厳しい状況を踏まえ、地域の将来を見据えたものとなるよう地域指定要件を見直すとともに、過疎対策事業債等の制度を維持し、対象事業の拡大など、更なる支援の拡充を図ること。</p> <p>(3) 離島振興対策の推進  豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。</p>	内 閣 府 総 務 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省	県民生活部
	<p><b>45 フロン排出抑制対策の推進</b>  フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。</p> <p>① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設</p> <p>② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設</p> <p>③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限の移譲</p>	経 済 産 業 省 環 境 省	環境文化部

新・経別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p><b>46 環境保全対策の推進</b></p> <p>(1) 微小粒子状物質（PM2.5）対策の充実 PM2.5について各種発生源に対する対策強化が望まれるところであるが、PM2.5は多くの成分から構成され、各種発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されていることから、固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実を十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。</p> <p>(2) アスベストの適切な処理体制の確保等 解体等工事現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度の基準）を早急に設定するとともに、迅速で安価な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。</p>	環 境 省	環境文化部
新規	<p><b>47 花粉発生源対策の推進</b></p> <p>花粉症は、国民の3割が罹患していると言われ、社会的・経済的に大きな影響が出ていることから、スギ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。</p> <p>① 都道府県に配布する採種園用苗木の供給体制の更なる強化</p> <p>② 花粉症対策苗木への植替え支援に関する予算の十分な確保</p> <p>③ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の充実強化</p> <p>また、人工林の約25%を占めるヒノキについても同様の措置を講じること。</p>	林 野 庁	農林水産部
	<p><b>48 児島湖及び周辺環境保全対策の推進</b></p> <p>(1) 生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。</p> <p>② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。</p> <p>(2) 児島湖浄化対策の推進</p> <p>① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。</p> <p>② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について柔軟、且つ、積極的に対応すること。</p>	総 務 省 農林水産省 国土交通省 環 境 省	環境文化部 土 木 部
	<p><b>49 ヒアリ等の対策の推進</b></p> <p>(1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施</p> <p>① 特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。</p> <p>② 地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築するとともに、地方が行う侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について必要な支援を行うこと。</p>	農林水産省 国土交通省 環 境 省	環境文化部

新・継別	令和 2 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>(2) 海外対策等</p> <p>① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。</p> <p>② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。</p>		
<p>一部新</p>	<p><b>50 廃棄物の適正処理</b></p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等</p> <p>① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。</p> <p>② 不適正な処理につながる有害使用済機器等の回収や保管・処分について、実効ある指導・取締りができるよう、規制対象の判断基準の明確化や制度の拡充を行うこと。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理</p> <p>① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。</p> <p>② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。</p> <p>③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。</p> <p>(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。</p> <p><b>新</b>(4) プラスチック資源循環の推進 プラスチック資源循環戦略（令和元年6月策定予定）に掲げる各取組について、国、地方公共団体、事業者等各関係主体の役割を明確化するなど実効性のあるものとするとともに、各関係主体の取組が促進されるよう必要な支援を行うこと。</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
<p>新規</p>	<p><b>51 海ごみ対策の推進</b></p> <p>(1) 海ごみ回収処理のルールづくり 漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。</p> <p>(2) 海ごみ対策への財源確保</p> <p>① 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。</p> <p>② 災害等に伴って発生する漂流ごみや海底ごみ等を緊急的に回収する漁業者等への支援制度を新たに創設すること。</p>	<p>水産庁 環境省</p>	<p>環境文化部 農林水産部</p>

